



富田林市建設工事請負業者の等級別区分に関する要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和3年3月15日

富田林市長 吉村 善美



富田林市要綱第19号

富田林市建設工事請負業者の等級別区分
に関する要綱の一部を改正する要綱

富田林市建設工事請負業者の等級別区分に関する要綱（平成12年富田林市要綱第58号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

とび・土工工事	A	1,400点以上	5億円以上
	B	1,100点以上 1,400点未満	1億円以上 5億円未満
	C	720点以上 1,100点未満	5,000万円以上 1.5億円未満
	D	640点以上 720点未満	3,000万円以上 5,000万円未満
	E 1	570点以上 640点未満	130万円以上 3,000万円未満
	E 2	570点未満	500万円未満

」

を

「

とび・土工工事	A	1,400点以上	5億円以上
	B	1,100点以上 1,400点未満	1億円以上 5億円未満
	C	720点以上 1,100点未満	500万円以上 1.5億円未満
	D	600点以上 720点未満	130万円以上 3,000万円未満
	E	600点未満	500万円未満

」

に、

「

解体工事	A	1,400点以上	5億円以上
	B	1,100点以上 1,400点未満	1億円以上 5億円未満
	C	720点以上 1,100点未満	5,000万円以上 1.5億円未満
	D	640点以上 720点未満	3,000万円以上 5,000万円未満
	E 1	570点以上 640点未満	130万円以上 3,000万円未満
	E 2	570点未満	500万円未満

」

を
「

解体 工事	A	1,400 点以上	5 億円以上
	B	1,100 点以上 1,400 点未満	1 億円以上 5 億円未満
	C	680 点以上 1,100 点未満	3,000 万円以上 1.5 億円未満
	D	620 点以上 680 点未満	1,000 万円以上 3,000 万円未満
	E 1	570 点以上 620 点未満	500 万円以上 1,000 万円未満
	E 2	570 点未満	500 万円未満

に改め、同表備考 2 中「、とび・土工工事」を削る。」

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。